

公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ

監事監査規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ（以下「当法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、当法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、当法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職 能)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はその恐れのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。

(業務・財産調査権)

第4条 監事は、いつでも、理事及び事務局に対し事業の報告を求め、又は当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第5条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は事務局の責任者はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

(監査事項)

第6条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

(会議への出席)

第7条 監事は、理事会及び社員総会に出席し、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

- 3 監事は、第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 監査の意見陳述等

(理事会に対する意見陳述義務)

- 第8条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反する恐れがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求することができる。
- 3 監事は、業務の執行に当たり当法人の業務の適正な運営・合理化等又は当法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

(差止請求)

- 第9条 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、これにより当法人に著しい損害を生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(理事の報告)

- 第10条 監事は、理事が当法人に著しい損害が発生する恐れのある事実を発見したときは、その事実の報告を受けるものとする。

(会計方針等に関する意見)

- 第11条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。
- 2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べることができる。

(社員総会への報告)

- 第12条 監事は、社員総会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には社員総会に報告する。

(社員総会における説明義務)

- 第13条 監事は、社員総会において社員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

(監事の任免・報酬に関する社員総会における意見陳述)

第14条 監事は、その選任・解任及び報酬について、社員総会において意見を述べることができる。

第4章 監査の報告

(計算書類等の監査)

第15条 監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(監査報告書)

第16条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

- 2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。
- 3 監事は前項の監査報告書を、理事会に提出する。

第5章 雑 則

(監査補助者)

第17条 監事の職務執行の補助機関としては、事務局が当たる。

- 2 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和4年7月16日から施行する。(令和4年度第2回理事会決議)
- 2 この規程は、令和7年6月22日から改正施行する。(令和7年度第1回理事会決議)